

質問書回答⑥

契約件名	東北自動車道 鹿沼 IC～宇都宮 IC 間交通情報設備工事
------	-------------------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> 要件定義書 p.3-21 表 3-2-2 moVision 中央局の筐体及び架構成 設計図 図面番号 IW-1 	moVision 中央局の設置箇所について要件定義書に筐体の架構成として「W3600×D2234×H2000mm 以下」と記載がありますが、設計図の①で表現される区画内に収まる形で moVision 中央局を構成する機器を実装するために必要となる収容架を設置するという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2	要件定義書 p.3-23 (11)セキュリティ	moVision 中央局におけるセキュリティ要件については発注者様から受注後に提示され、対応に必要な費用については別途設計変更対象の認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。セキュリティ対策工事が設計変更対象かは監督員との協議となります。
3	要件定義書 p.3.29 f)交通規制イベント生成 他	「画像解析部から受信した画像解析結果から当該事象と判断した場合」とありますが、画像解析結果をいずれの当該事象と判断するか基準については発注者様から受注後に提示される認識でよろしいでしょうか。また、他のイベント生成においても同様という認識でよろしいでしょうか。	発注者からは提示いたしませんので、契約締結後、施設工事共通仕様書 1.20.9 に基づく機器製作仕様書を受注者より監督員に提出頂き、その内容を確認いたします。他のイベント生成については、契約締結後、監督員との協議となります。
4	要件定義書 p.3-30 h)気象イベント生成 他	「状態判定閾値と計測値等を基にイベントを生成、更新、終了する」とありますが、閾値およびイベント生成のための条件は発注者様から受注後に提示される認識でよろしいでしょうか。また、他のイベント生成においても同様という認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。他のイベント生成については、契約締結後、監督員との協議となります。
5	要件定義書 p.3-43 (ロ)技術検証	HMI 部における技術検証機能について、本調達範囲としては特記仕様書および要件定義書に示す機能の実装までであり、当該機能を用いた技術検証業務は含まない認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。